## < 火災に遭ったときの各種手続き一覧 >

※ 被災状況によっては、対象にならない場合があります。申請する前に、担当課にお問い合わせください。

項目	内 容	手続き方法(被災者本人が申請する時)	問い合わせ先
災害見舞金の支 給	火災で住居が全焼又は半焼した 場合などに、災害見舞金を支給 します。	・免許証など本人確認ができる書類 ・印鑑 ※該当する場合は、地域共生推進課か ら連絡します。	地域共生推進課 0463(82)7392
り災証明書の発行	各種手続や火災保険金の請求などに必要となる、り災証明書を発行します。 ※窓口は消防署消防管理課です。分署では、発行できません。	・免許証など本人確認ができる書類 ※手数料は無料です。	消防本部 消防管理課 0463(81)7991 秦野市曽屋757番地
保険証等の再交 付	国民健康保険証、後期高齢者医療証を消失した場合、再交付します。	・免許証など写真付きの身分証明書 (写真付きでない身分証明書の場合、 2点以上必要です。) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード	国保年金課 【国民健康保険証】 0463(82)9613 【後期高齢者医療証】 0463(82)5491
印鑑の登録	印鑑登録証、実印のいずれか一 方又はその両方を消失した場 合、新たに印鑑を登録します。	・免許証など本人確認ができる書類 ・登録する印鑑	戸籍住民課 0463(82)5127
個人番号カード (マイナンバーカー ド)の再発行	個人番号カードを消失した場合、再発行します。 個人番号カード: 1枚 800 円(電子証明書を発行する場合は、別途電子証明書発行手数料200円がかかります。)	・免許証など写真付きの身分証明書 (写真付きでない身分証明書の場合、 2点以上必要です。) ※再発行には、1か月程度かかります。	戸籍住民課 0463(82)5127
年金手帳の再交 付	年金手帳を消失又は、き損した 場合、 再交付します。	・免許証など写真付きの身分証明書 (健康保険証など写真付きでない身分 証明書の場合、2点以上必要です。) ・納付書など基礎年金番号がわかる書 類	平塚年金事務所 0463 (22)1515 平塚市八重咲町 8-2
運転免許証の再 交付	運転免許証を消失、汚損・破損 した場合、再交付します。(手数 料 2,250 円)	・破(汚)損した場合は、その免許証・申請用写真 1枚(タテ 3.0 cm×ヨコ 2.4 cm申請前6ヶ月以内に撮影)・健康保険証など本人確認ができる書類	神奈川県警察本部 交通部運転免許本部 運転免許課 045(365)3111(代表)

項目	内 容	手続き方法(被災者本人が申請する時)	問い合わせ先
り災ごみ処理手数 料の減免	一般家庭の火災により発生した ごみをはだのクリーンセンターや 伊勢原清掃工場に搬入する場合、処理手数料の減免措置があ ります。	・一般廃棄物処理手数料減免申請書・り災証明書・印鑑  ※ 搬入するには、必ず事前協議が必要です。担当職員が現場で廃棄物を確認しますので、事前に担当課にお問い合わせください。 搬入は、本人もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。	環境資源対策課 0463 (82)4401 秦野市名古木 409
所得税・市県民税の軽減	火災で住宅や家財に損失がある場合、雑損控除が適用となり、所得税や市県民税が軽減されることがあります。 ※市県民税は、別途、減免対象となることがあります。	・印鑑 ・マイナンバーカードスは通知カード ・源泉徴収票等収入関係の証明書 ・損害証明書等控除関係の証明書 ※申告される方の状況により、その他 書類が必要となる場合があります。 ※所得税は国税になりますので、詳しく は税務署にお問い合わせください。	【所得税】 平塚税務署 0463(22)1400(代表) 平塚市浅間町 9-1 【市県民税】 市民税課 0463(82)5130
市税等の減免	火災で住宅や家財に損失がある場合、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、 国民年金保険料が減免されることがあります。	<ul> <li>「固定資産税」</li> <li>・市税減免申請書</li> <li>・り災証明書</li> <li>※該当する場合は、資産税課から連絡します。</li> <li>【国民健康保険税】</li> <li>・免許証など写真付きの身分証明書(写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。)</li> <li>・り災証明書</li> <li>・印鑑</li> <li>【国民年金保険料】</li> <li>・年金手帳</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・り災証明書</li> </ul>	【固定資産税】 資産税課 0463(82)7391 【国民健康保険税】 国保年金課 0463(82)9613 【後期高齢者医療保険料】 国保年金課 0463(82)5491 【国民年金保険料】 国保年金課 0463(82)9614
医療費の減免	火災で住宅や家財に損失がある 場合、 医療費が減免されること があります。	【国民健康保険】 【後期高齢者医療保険】 ・免許証など写真付きの身分証明書 (写真付きでない身分証明書の場合、 2点以上必要です。) ・り災証明書 ・印鑑	【国民健康保険】 国保年金課 0463 (82)9613 【後期高齢者医療保険】 国保年金課 0463 (82)5491